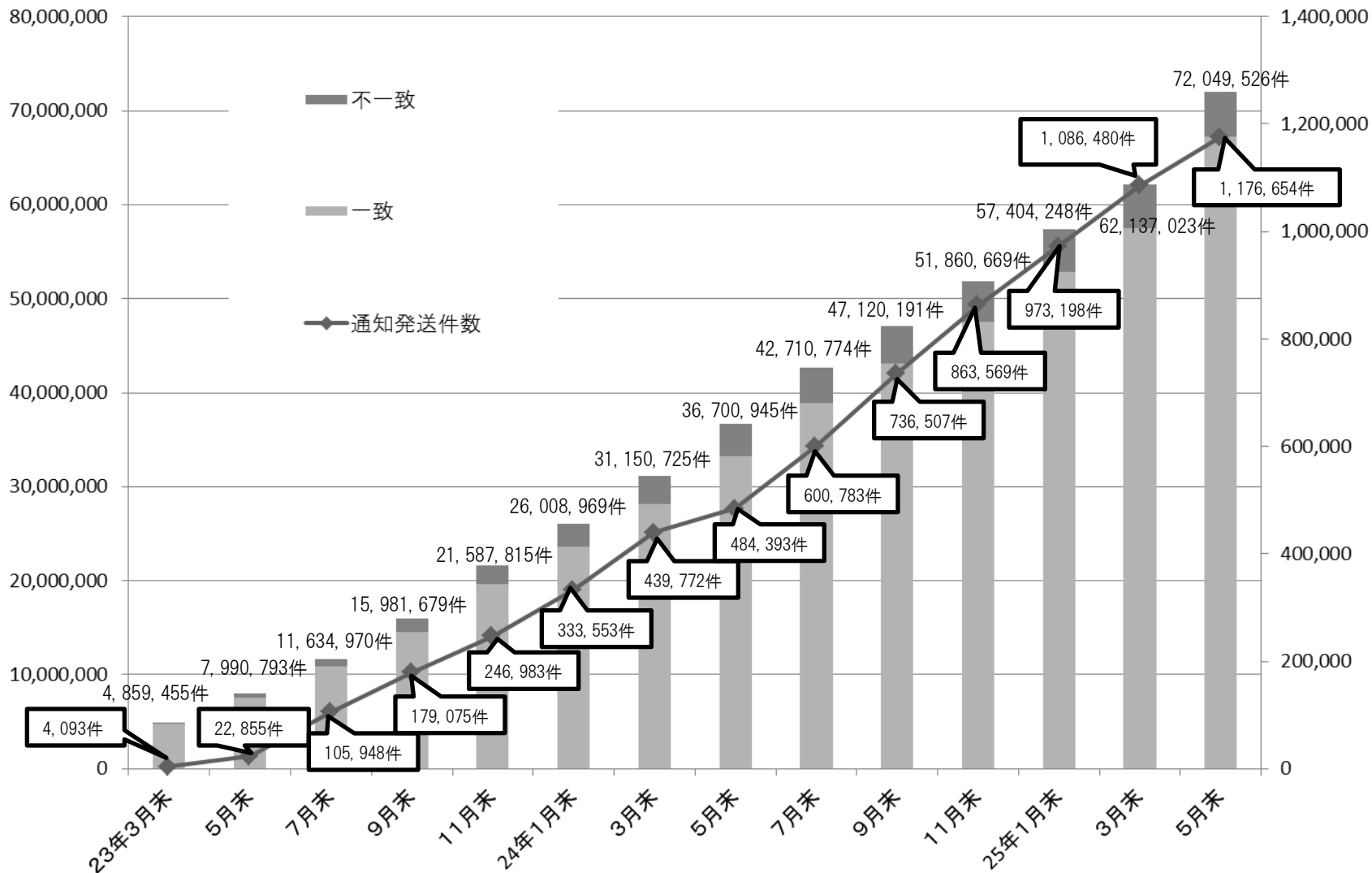


紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の実施件数、通知件数の推移

受託事業者審査終了件数（※2）



記録訂正通知発送件数（※1）

※1 記録判明ケース（突合せの過程において、ご本人の新たな記録が発見された場合）については、記録訂正通知発送に先立ち、記録判明通知（平成25年5月末現在256,983件）を送付している。

※2 審査終了の人数については、年金の種類毎に把握していることから、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

紙台帳検索システムについて

(参考)

システム稼働前

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

システム稼働後(平成22年～)

- ・紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳等の検索・閲覧が可能に

A年金事務所



コンピュータ上の記録



A年金事務所
で保管する
紙台帳等

【事務所内で確認可能】

B年金事務所



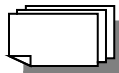
B年金事務所
で保管
する紙台帳等

セキュリ
ティ倉庫



セキュリ
ティ倉庫
の紙台帳

C市町村



C市町村の
紙台帳等

照会
依頼

回答

確認

【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】

全国各地の年金事務所・事務センター



コンピュータ上の記録

紙台帳検索システム

※基礎年金番号、手帳番号等から、関係の台帳を検索可能。



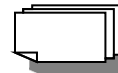
A年金事務所
で保管する紙台帳等



B年金事務所
で保管する紙台帳等



セキュリ
ティ倉庫の紙台帳



C市町村の紙台帳等

【各年金事務所・事務センター内で全ての紙台帳等の確認可能】

(参考)

1. 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業の有効性

- 紙台帳からコンピュータ記録へ入力する際に生じた誤りは、この突合せ作業で回復される。
- しかし、事業所からの届出の内容が誤っている場合や、紙台帳記入の時点で生じた誤りは、この突合せ作業では回復できない。
(年金記録確認第三者委員会における調査審議に基づく記録訂正のあっせん等によることとなる。)

2. 「正しいコンピュータ記録を誤った紙台帳の記録に基づいて誤訂正する」ことを防ぐ仕組み

(1) 受託事業者・職員審査における確認

- コンピュータ記録の訂正履歴を確認し、紙台帳の記録から訂正がなされているものは訂正しない。
- 第三者委員会への申立履歴を確認し、「訂正不要」と判断されている記録については訂正しない。

(2) 本人による確認等

- 本人に訂正内容を記載した通知を送付し、確認を求める。
本人が訂正内容を正しいと認めて記録訂正を希望する場合のみ記録訂正を行う。
(本人が訂正内容を正しくないとした場合は、突合せ結果に係る事跡を残す。)
- 本人が受給者で給付額が減額となる場合は、通知を送付せず、突合せ結果に係る事跡を残す。

被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに関する実施状況

基金突合せの実施状況

(1) 基金等における突合せの実施状況（平成24年12月末現在）

- 全突合せ対象者数の94.1%（3,495万人）の記録整備が終了している。このうち、全体の92.5%（3,433万人）は国記録との間に不一致がなく、基金等の記録訂正を行ったのは1.7%（63万人）である。

	初回報告（平成22年3月末時点）	今回報告（平成24年12月末時点）	総増減数
1. 基金等における記録の突合せ対象人数	延べ 3,737 万人	延べ 3,713 万人	▲24 万人
2. 突合せの実施状況			
①記録整備が完了した人数	延べ 3,301 万人	延べ 3,495 万人（94.1%）	+194 万人
ア 記録が一致した人数	延べ 3,292 万人	延べ 3,433 万人（92.5%）	+141 万人
イ 記録の不一致が見つかり正しい記録に訂正した人数	延べ 9 万人	延べ 63 万人（1.7%）	+54 万人
②記録整備中の人数	延べ 436 万人	延べ 221 万人	▲215 万人

(2) 機構における審査の実施状況（平成 25 年 5 月末現在）

1. 第一次審査

- これまでに基金等からなされた審査依頼の受付件数のうち、約 99.8%について第一次審査を終了し、95.8%については基金への回答を完了した。回答を完了したもののうち約 72.6%は「国記録＝正」、約 11.5%が「基金記録＝正」であるものであり、また、国の記録訂正を行ったのは 9.7%である。

受付件数 (※1)	第一次審査 終了件数	紙台帳等が基金記録と一致							第一次審査 未了件数	
		うち 第一次審査・ 回答終了件数 (※4)	紙台帳等が国の オンライン記録と一致 (国の記録「正」と して基金等に回答)	国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)		「訂正不要」の申 出あり又は受給者 で減額となるため 訂正しないもの	本人に記録訂正の 要否を確認したが 一定期間経過後も 申出なし	その他 (※3)		
				うち 記録訂正済						
4,570,800 (100%)	4,562,396 (99.8%)	計	4,378,393 (95.8%)	3,179,215	434,122	425,037	54,073	17,325	693,658	8,404 (0.2%)
		受給権者	1,837,415	1,274,510	264,678	259,205	43,487	6,160	248,580	
		被保険者	2,540,978	1,904,705	169,444	165,832	10,586	11,165	445,078	

※1 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違等）は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致がないことが判明したため返戻したもの等。なお、一部拠点では基金への返戻分の受給権者・被保険者数を集計していないことから、その拠点の数値は回答済み件数の受給権者・被保険者割合で按分している。

※4 平成 24 年 6 月公表（平成 24 年 5 月末現在）までの数値は、「第一次審査終了」としていたが、この中には、一部拠点において、審査は終了したが基金へ未回答の分も計上されていたため、平成 24 年 11 月公表（平成 24 年 9 月末現在）から、基金回答まで完了したものを「第一次審査・回答終了」として計上することとした（なお、その他の拠点は従来から回答終了件数をもって審査終了件数に計上）。

2. 第二次審査

- これまでに基金等からなされた審査依頼の受付件数のうち、約 43%について第二次審査を終了している。

受付件数 (※1)	第二次審査終了件数	国の記録「正」と して基金等に回答	基金記録が適正であることを示す証拠書類あり				第二次審査 未了件数		
			国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)	「訂正不要」の申出 あり又は受給者で 減額となるため 訂正しないもの等	本人に記録訂正の 要否を確認したが 一定期間経過後も 申出なし	その他 (※3)			
								うち 記録訂正済	
89,419 (100%)	計	38,726 (43%)	28,093	4,876	4,827	4,344	548	865	50,693 (57%)
	受給権者	18,593	13,537	2,242	2,206	2,323	137	354	
	被保険者	20,133	14,556	2,634	2,621	2,021	411	511	

※1 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違等）は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致がないことが判明したため返戻したもの等。

年金記録問題に係る経費

(単位:百万円)

事 項	経費 (19～25年度)
I ねんきん特別便等関係 〔 各種便の送付、専用ダイヤル、お客様への回答の処理等 〕	96,199
II 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係 〔 紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等 〕	195,049
III 厚生年金基金記録との突合せ関係 〔 突合せ作業等 〕	1,161
IV 標準報酬等の遡及訂正事案対応関係 〔 戸別訪問、相談対応等 〕	1,021
V ねんきんネット関係 〔 システム構築等 〕	7,157
VI 3号不整合対応関係 〔 システム構築等 〕	709
VII 年金記録問題対応のための体制強化等関係 〔 年金再裁定事務の迅速化、年金記録回復委員会、市町村が行う年金記録問題対策、適用・収納対策、記録問題対策に必要な人件費等 〕	100,017
合 計	401,313

(注1) 各年度において年金記録問題経費として位置付けられたものを再整理したもの。19～23年度は決算、24年度は決算見込み、25年度は予算の数値を用いている。

(注2) I～VIの経費のうち、記録問題経費として特別に確保された日本年金機構の職員に係る費用については、VII年金記録問題対応のための体制強化等関係に計上。

(注3) 総務省年金記録確認第三者委員会の経費は含まれていない。